

香港フードエキスポ2018出展者募集について

世界各国から多数のバイヤーが集まる、アジア最大級の国際食品見本市「香港フードエキスポ2018」に奈良県から出展するにあたり、出展者を募集します。

今回の出展において、香港をはじめとするアジアへの県産農産品の販路開拓に向けた取り組みを支援します。

1. 香港フードエキスポ2018の概要

- (1) 会 期 平成30年8月16日(木)～20日(月)
※出展予定のジャパンパビリオンは**16日(木)～18日(土)**
- (2) 会 場 香港コンベンション&エキシビションセンター
- (3) 主 催 香港貿易発展局(HKTDC)
- (4) 出展規模(昨年実績)
 - 出展者数 26ヶ国・地域より1,542社
 - 来場者数 約500,000人(うちトレード・バイヤー数20,932人)

2. 奈良県の出展概要

- (1) 設置場所 トレードホールにおいてジェトロ(日本貿易振興機構)が設置するジャパンパビリオン内に設置予定
- (2) 出展規模 最大8出展者
※申込状況や奈良県・ジェトロによる選考にて変更の可能性があります。

3. 募集内容

- (1) 応募資格
奈良県内にて、農林水産物(食品に限る)及び加工食品の生産、製造、販売を実施している方を対象とします。
※ただし、香港をはじめとするアジアへの販路開拓に意欲的であること。
- (2) 募集数 最大8出展者
※申込状況や奈良県・ジェトロによる選考にて変更の可能性があります。
- (3) 出展条件 ジェトロの出品案内書及び海外見本市出品要綱に準じます。
<https://www.jetro.go.jp/events/afb/d798776f21111545.html>

(4) 出展費用

a. 奈良県が負担する費用

出品料（スペース料）*、ブース設営費、通訳費

b. 出展者が負担する費用

宿泊費、渡航費、出品物の輸送費（通関、関税、保管、保険等含む）、海外旅行保険及び賠償責任保険等、その他、a以外にかかる費用

*** 出展者が国費を財源とした他の補助金等を充当して出品する場合や、「中小企業・協同組合以外（大企業など）」もしくは「海外に所在する企業」に該当する場合は、ジェトロの要件により出品料をご負担いただく可能性がありますので、該当者は事前に県担当者へご相談ください。**

(5) 申込方法

別紙申込書に必要事項を記入の上、(6) 申込先の担当 2 名あてにメールにてお申し込みください。

※メールにて送付いただいた後、当方から返信がない場合は、お手数ですがお電話にて送受信のご確認をお願いします。

(6) 申込先

奈良県農林部マーケティング課

担 当 竹村・井上

メ ー ル takemura-masayuki(at)office.pref.nara.lg.jp

inoue-akiha(at)office.pref.nara.lg.jp

※ (at) は @ に置き換えてください。

(7) 申込期限

平成30年 4 月 9 日（月）正午 必着

4. 奈良県による出展者の選考

申込後、以下の項目をもとに奈良県において選考を行いますので、あらかじめご了承ください。

- ・海外見本市への出展実績の有無
- ・輸出実績の有無
- ・出品予定品の原産地（加工食品の場合は、主な原材料の原産地）
- ・輸出に関する意欲

5. 注意事項

- ・申込後、奈良県もしくはジャパンパビリオン設置者であるジェトロの選考等により、やむを得ず出展をお断りすることがありますので、予めご了承ください。
- ・提出書類等に虚偽又は不正があったときは失格とし、以降の当課事業において

も考慮いたします。

- ・会期中（準備・撤去期間含む）、出展者はブースに常駐してください。
- ・会期前後及び会期中にジェトロや県が行うアンケート調査等にご協力ください。
- ・出品物は制度上、日本から香港へ輸出可能なものに限ります。また、以下のジェトロの要件を満たしている必要があります。

香港で販売可能な日本産の生鮮品、日本産原料を使用した加工品及び日本国内で生産された他国産原料を使用した加工品

- ・当事業における盗難、火災、事故、損害、損失、損傷について、奈良県は責任を負いません。
- ・出展者の配置は、出品物を考慮しジェトロが決定いたします。

6. お問い合わせ先

奈良県農林部マーケティング課

担 当 竹村・井上

電 話 0742-27-5427